

(任期)

第6条 第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は、原則として2事業年度とする。ただし再任は妨げない。

2 委員の欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長または同人が指名した者が議長となる。

2 委員会には、委員長が必要と認めるとき、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は2021年11月27日より施行する。